資料1

あさひかわ男女共同参画基本計画　中間年の見直しについての市の考え

目標	基本的方向	方向性	関連する数値目標	基本計画策定(H22.10)後に生じた国・道の計画，法改正・制度改正及び社会情勢等の変化	国，道の計画，法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応	「施策の方向性」，「数値目標の項目，最終目標値」の見直しの必要性について市の考え
〇目標1　男女共同参画の意識づくりと人権の尊重	◆基本的方向1　男女共同参画の啓発	方向性(1)　男女共同参画の広報・啓発活動の推進	6 男女共同参画塾，出前講座，研修等受講者数	●平成25年6月　「日本再興戦略」閣議決定 ●平成26年6月　『「日本再興戦略」改訂2014』閣議決定 ●平成26年10月　「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 …女性の活躍推進に向けた各種施策の実施 ●平成26年11月　「まち・ひと・しごと創生法」制定 ●平成26年12月　「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定 …少子化対策，ワーク・ライフ・バランスの推進，市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略作成が努力義務 ●平成27年3月　「少子化対策大綱」閣議決定 …男女の働き方改革	●企業向けの啓発事業としてワーク・ライフ・バランス等のテーマを設定して実施 ●平成26年度補正事業（H27年度実施）「女性活躍・ワークライフバランス推進事業」予算化	・国の再興戦略等における女性活躍推進やワーク・ライフ・バランスについては，啓発事業のテーマとするなど事業の内容で対応しているため，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。 ・数値目標についても変更を要するものではないのではないと考えます。
		方向性(2)　男女共同参画の推進に関する調査研究・情報の収集・提供				
		方向性(3)　女性にかかわる各相談窓口体制の充実と連携				
	◆基本的方向2　男女平等の視点に立った教育・学習の推進	方向性(1)　男女平等の視点に立った学校教育の推進		●平成25年9月　「いじめ防止対策推進法」施行 …いじめ防止基本方針の策定について，学校は義務。地方公共団体は努力義務。	●各学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し，いじめの防止等のための対策を図っている	・「いじめ防止対策推進法」施行の対応については，基本計画の方向性(1)において，「学校教育活動全般を通じて，男女の人権が尊重され，一人一人が自立し個性と能力を発揮できるよう，学習内容や学習指導の充実を図ります。」と位置付けられているため，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。
		方向性(2)　男女平等の視点に立った生涯学習の推進				
	◆基本的方向3　男女の人権の尊重と平等意識の浸透	方向性(1)　女性に対する暴力根絶についての意識の浸透		●平成26年1月　配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）　一部改正 …生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用	●平成26年10月に策定した「第2次配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（計画期間H26～H30）にDV防止法の改正内容を反映している	・「DV防止法」改正の対応については，基本計画の方向性(2)において，「旭川市DV防止基本計画に基づき，関係機関や相談窓口間の連携を強化するとともに，「配偶者暴力相談支援センター」（平成２２年４月設置）の機能を活用し，相談や安全確保，自立に向けた支援など，被害者や同伴する子に総合的な支援を行うように努めます。」と位置付けられており，「施策の方向性」に変更を要するものではないと考えます。 ・方向性(1)「女性に対する暴力根絶～」については，男性に対する暴力も増加傾向にあるが，全国の配偶者暴力相談支援センターにおけるH26年度の相談件数102,963件のうち101,339件が女性からの相談（旭川市63件中61件）であり圧倒的に女性が被害者である現状から，方向性に変更は要しないと考えます。（国の第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案））においても，「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目標の一つに掲げている。）
		方向性(2)　配偶者等からの暴力被害者の支援				
		方向性(3)　メディア等における男女の人権への配慮				

目標	基本的方向	方向性	関連する 数値目標	基本計画策定(H22.10)後に生じた国・道の計画，法改正・制度改正及び社会情勢等の変化	国，道の計画，法・制度改正及び 社会情勢等の変化などへの対応	「施策の方向性」，「数値目標の項目，最終目標値」の見直しの必要性について市の考え
○目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	◆基本的方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	方向性(1) 市の附属機関等への女性の参画の促進	1 市の附属機関における女性委員の割合 2 市の附属機関における女性委員割合10%未満の数 3 市の私的諮問機関等における女性委員の割合	●平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定 ●平成26年6月 『「日本再興戦略」改訂2014』閣議決定 …女性の活躍推進等 ●平成26年3月 「人事施策に関する基本方針(北海道)」策定 …北海道における女性職員の活躍促進等 ●平成26年4月 次世代育成支援対策推進法改正 …法律の有効期限の延長，くるみん認定起業に対する新たな特例認定制度の新設 ●平成27年2月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 …議案審議中・特定事業主行動計画の策定等	●第2次旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画【前期計画】策定(H27.4) ●現在審議中であり，平成27年度中の成立が見込まれる「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」では，国及び地方自治体には平成28年4月から「特定事業主行動計画」の策定が義務付けられており，今後策定する計画においては，国や北海道等の状況についても参考とする	・国の再興戦略等における女性の活躍促進については，方向性(1)及び(2)において位置付けられており，「施策の方向性」に変更を要するものではないと考えます。 ・数値目標4「市職員の管理職における女性の割合」について，国では，日本再興戦略等において「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との数値目標を掲げていますが，本市の女性管理職割合の現状及び今後の見通し等を勘案すると，国と同様の目標値の設定は難しい状況であることから，まずは現在の計画における目標値である〔H33：15.0%〕の達成に向けて取り組むことが必要と考えます。 ・その他の数値目標についても，変更を要するものではないと考えます。
		方向性(2) 市の女性職員の登用の促進と職員研修の充実	4 市職員の管理職における女性の割合			

目標	基本的方向	方向性	関連する 数値目標	基本計画策定(H22.10)後に生じた国・道の計画，法改正・制度改正及び社会情勢等の変化	国，道の計画，法・制度改正及び 社会情勢等の変化などへの対応	「施策の方向性」，「数値目標の項目，最終目標値」の見直しの必要性について市の考え
○目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	◆基本的方向2 男女の家庭生活と他の活動との両立支援	方向性(1) 子育て支援体制の充実	5 市職員の男性の育児休業取得率 10 地域子育て支援センターの設置数 11 集いの広場設置数 12 留守家庭児童会設置数 13 認可保育所等定員数 14 延長保育実施数 15 休日保育の実施数 16 一時預かりの実施数 17 病児・病後児保育の実施数	●平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定 ●平成26年6月 『「日本再興戦略」改訂2014』閣議決定 ●平成26年10月 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 …女性の活躍推進に向けた各種施策の実施 ●平成26年4月 次世代育成支援対策推進法改正 …法律の有効期限の延長，くるみん認定起業に対する新たな特例認定制度の新設） ●平成26年11月 「まち・ひと・しごと創生法」制定 ●平成26年12月 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定 …少子化対策，ワーク・ライフ・バランスの推進，市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略作成が努力義務 ●平成26年10月「母子及び寡婦福祉法」 一部改正 …法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ。母子及び父子家庭への支援拡充。 ●平成27年2月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 …議案審議中・特定事業主行動計画の策定等 ●平成27年3月 「少子化対策大綱」閣議決定 …男女の働き方改革 ●平成27年4月 子ども・子育て支援新制度施行 （※子ども・子育て支援新制度とは，「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。） …保育料の変更，認定こども園の改善，地域型保育の新設など	●父子家庭への貸付を開始（母子福祉資金等貸付事業） ●制度改正による激変緩和として，在園児の保育料について経過措置を設定 ●子育てハンドブックの配布やInwebへの掲載により育児休業等の制度の周知 ●総合戦略検討委員会を開催し（7月16日，8月20日），策定準備を進めている	・国の再興戦略等における女性の活躍推進については，方向性(1)において，「男女が子育てと仕事を両立できるよう地域，企業，行政をはじめ社会全体の子育て支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし，連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。」と位置付けられており，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法改正の内容については，方向性(2)において，「ひとり親家庭の生活の安定と向上に努め，経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。」と位置付けられており，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。 ・子ども・子育て新制度については，方向性(1)において，「男女が子育てと仕事を両立できるよう地域，企業，行政をはじめ社会全体の子育て支援体制の充実に必要な関係機関の役割分担を明確にし，連携して子育てしやすい環境の整備を図ります。」と位置付けられており，「施策の方向性」に変更を要するものではないと考えます。 ・数値目標№10「地域子育て支援センターの設置数」については，平成27年度以降，一部既存施設について認定こども園への移行を進め，その設置状況により，設置数が変わるため， **「地域子育て支援センターの利用者数」** への変更を考えています。（子育て支援部協議済み。近年，利用者数が延びており，認定こども園へ移行しても，残りの施設の利用者数は増加していくことが予想されているため，数値目標の設定が可能。総合戦略の指標でも使用している。） ・その他の数値目標については，変更を要するものではないと考えます。 （数値目標№11「つどいの広場設置数」については，事業統合のため削除します。）
		方向性(2) ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備				

目標	基本的方向	方向性	関連する数値目標	基本計画策定(H22.10)後に生じた国・道の計画，法改正・制度改正及び社会情勢等の変化	国，道の計画，法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応	「施策の方向性」，「数値目標の項目，最終目標値」の見直しの必要性について市の考え
○目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	◆基本的方向3 就労等の場における男女共同参画の促進	方向性(1) 就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保		●平成25年6月 「日本再興戦略」閣議決定 ●平成26年6月 『「日本再興戦略」改訂2014』閣議決定 ●平成26年10月 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 …女性の活躍推進に向けた各種施策の実施 ●平成26年4月 次世代育成支援対策推進法改正 …法律の有効期限の延長，くるみん認定起業に対する新たな特例認定制度の新設） ●平成26年3月 「人事施策に関する基本方針（北海道）」策定 …北海道における女性職員の活躍促進等 ●平成26年4月 次世代育成支援対策推進法改正 …法律の有効期限の延長，くるみん認定起業に対する新たな特例認定制度の新設 ●平成27年2月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 …（議案審議中）特定事業主行動計画の策定等	●企業向けセミナーの開催による情報提供	・再興戦略等における，女性の活躍推進については，方向性(1)において，「男女共同参画についての正しい認識がなされ，女性に対して正当な能力評価と登用を促進するとともに，男女労働者間の格差を解消するためには積極的改善措置が不可欠であり，事業主に対する取組事例についての情報提供や啓発に努めます。」と位置付けられており，「施策の方向性」に変更を要するものではないと考えます。 ・数値目標についても変更を要するものではないと考えます。
		方向性(2) 農業・商工自営業等従事者の労働環境の整備	7 家族経営協定締結農家数（女性農業者に関わるもの） 8 女性農業者の起業件数			
		方向性(3) 就労機会等の拡大				
	◆基本的方向4 家庭や地域における男女共同参画の促進	方向性(1) 家庭や地域における活動の促進		●平成27年度 介護保険制度の改正 …新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始(H29.4～)	●職員の中でも介護者が増加すると予想されることから，今後，職員対象に休暇制度の周知や研修，セミナー等を通じて，介護と仕事の両立支援策についての情報提供を行う	・介護保険制度改正の内容は，方向性に変更を要するものではなく，今後も引き続き，方向性(2)「介護の場面における固定的役割分担意識の解消」に努める必要があると考えます。
		方向性(2) 介護の場面における固定的役割分担意識の解消				
○目標3 生涯を通じた男女の健康支援	◆基本的方向1 男女の健康の保持・増進	方向性(1) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重についての意識啓発と健康管理の推進	8 旭川市総合体育館スポーツ教室女受講者数	●平成27年度 介護保険制度の改正 …新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始(H29.4～)	●介護予防事業を含めて介護保険制度が改正されたことから，平成29年度からの新しい介護予防・日常生活支援総合事業としての実施に向けて検討中	・介護保険制度改正の対応については，方向性(1)において「生涯の各ライフステージに応じた，心と身体の健康づくりの支援に努めます。」と位置付けられており，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。 ・数値目標についても変更を要するものではないと考えます。
		方向性(2) 保健・医療体制の充実				
	◆基本的方向2 女性の健康づくりの推進	方向性(1) 妊娠・出産期における女性の健康支援		●特定不妊治療費助成の制度改正 …平成28年度から年齢制限や助成回数の制限を設ける。治療開始の妻の年齢が43歳未満の者に限られ，39歳以下の者は通算6回まで。40～43歳未満の者は通算3回まで。	●国の基準に準じ，本市の特定不妊治療費助成の内容を改正する	・特定不妊治療費助成の制度改正の対応については，方向性(1)において，「不妊に悩む男女が正しく適切な情報をもとに，その対応について自己決定ができるよう，相談・情報提供の充実を図ります。」と位置付けており，「施策の方向性」等に変更を要するものではないと考えます。